（認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し）

第十九条の十　公安委員会は、認定古物競りあっせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　［略］

二　第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

［三～五　略］

2　［略］

（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の十一　［1～3　略］

4　第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

［イ・ロ　略］

ハ　次条において準用する第十九条の五第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［二～四　略］

（認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し）

第十九条の十四　公安委員会は、認定外国古物競りあっせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　［略］

二　第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するに至ったとき。

三・四　［略］

2　［略］

（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）

第二十二条　［1・2　略］

3　第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［四～七　略］

［4・5　略］

（盗品売買等防止団体に係る承認）

第二十三条　公安委員会は、前条第一項の規定による承認申請書の提出があった場合において、その申請に係る法人その他の団体が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一　［略］

二　役員のうちに法第四条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がないこと。

［三・四　略］

（認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し）

第十九条の十　［同上］

一　［同上］

二　第十九条の五第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至ったとき。

［三～五　同上］

2　［同上］

（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の十一　［1～3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　次条において準用する第十九条の五第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［二～四　同上］

（認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し）

第十九条の十四　［同上］

一　［同上］

二　第十九条の十二において準用する第十九条の五第二号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当するに至ったとき。

三・四　［同上］

2　［同上］

（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）

第二十二条　［1・2　同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　役員に係る法第四条第一号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［四～七　同上］

［4・5　同上］

（盗品売買等防止団体に係る承認）

第二十三条　［同上］

一　［同上］

二　役員のうちに法第四条第一号から第五号までのいずれかに該当する者がないこと。

［三・四　同上］